

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		96	72	84	77	84	82 = 87	95 = 92	100 = 100	101 = 105	107 = 106
	(1) 営 業 収 益 (B)		67	66	70	71	66	66	65	65	69 = 68	69 = 67
	ア 料 金 収 入		67	66	63	66	65	65	64	64	68 = 67	68 = 66
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他				7	5	1	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益		29	6	14	6	18	16 = 21	30 = 27	35	32 = 37	38 = 39
	ア 他 会 計 繰 入 金		26	4	8	6	18	10 = 18	30 = 27	35	32 = 37	38 = 39
	イ そ の 他		3	2	6	0	0	6 = 5				
	2 総 費 用 (D)		78	90	61	69	79	71 = 78	80 = 77	76	76 = 75	75 = 74
	(1) 営 業 費 用		74	84	53	58	63	52 = 57	62 = 58	58 = 56	59 = 58	59 = 56
	ア 職 員 給 与 費		36	27	28	33	34	26	27 = 28	28 = 26	29 = 27	29 = 27
	ウ ち 退 職 手 当											
イ そ の 他		38	57	25	25	29	26 = 31	35 = 30	30 = 30	30 = 29	30 = 29	
(2) 営 業 外 費 用		4	6	8	11	16	19	18 = 21	18 = 20	17 = 19	16 = 18	
ア 支 払 利 息		4	6	8	11	16	19	19	18	17	16	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他								0 = 2	0 = 2	0 = 2	0 = 2	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		18	-18	23	8	5	11	15	23 = 24	25 = 30	32	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		216	260	301	465	283	22 = 21	25 = 15	40 = 23	45 = 29	32
	(1) 地 方 債		120	147	179	274	168	5 = 4	3 =			
	(2) 他 会 計 補 助 金		7	13	7	17	13	11	15	27 = 23	25 = 29	32
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		80	88	107	167	89					
	(6) 工 事 負 担 金		9	12	8	7	9					
	(7) そ の 他						4	6	7 =	13 =	20 =	
	2 資 本 的 支 出 (G)		216	260	314	483	288	33 = 32	40 = 30	64 = 47	70 = 59	64
	(1) 建 設 改 良 費		211	255	310	479	278	11 = 10	10 =	17 =	20 =	
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		5	5	4	4	10	22	30	47	50 = 59	64
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	0	-13	-18	-5	-11	-15	-23 = 24	-25 = 30	-32	



(3) 経営指標等

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※	(%)	86	73	107	102	86	89=83	74=77	74=70	74=69	69=67	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	116	76	129	105	94	88=89	86	81	80=78	77	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	27	6	10	8	21	12=18	32=29	35=35	32=35	36=37
	うち基準内繰入金	(%)	2	4	5	8	10	11=10	10	9	9=8	8=8
	うち基準外繰入金	(%)	25	1	5	0	12	1=8	22=20	26=26	23=28	28=29
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	3	5	2	4	5	50=52	60=100	68=100	56=100	100
	うち基準内繰入金	(%)	1	1	1	0	2	50=52	60=100	58=100	56=100	100
	うち基準外繰入金	(%)	2	4	2	3	3	0	0	10=0	0	0
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

## (4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成20年度中に水道料金等改定審議会を設置し、改定時期や内容等を検討していきますが、平成22年度までは現行の料金体系（一般用20m <sup>3</sup> 2,583円）で見込み、平成23年度以降は旧野上町の料金体系（一般用20m <sup>3</sup> 3,129円）と同額となるよう見込んでいます。また、料金収入は平成21～22年度では0.2%増収となっているが、人口減少を考慮し平成23～24年度については横ばいと見込んでいます。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入としては、繰出金通知に基づき、企業債元利償還金の1/2を見込んで策定しています。また、基準外繰入としては、経費削減等に努めていきますが経常費用不足分を計上しています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	予定なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		職員数については、集中改革プラン並びに定員適性化計画(退職者数の1/4採用)を基にすすめています。また、退職勧奨関係規程を平成19年度で改正し57歳以上の職員に対して、書面により通知するなど職員数の適性化につとめています。今後も集中改革プランの取組みから後退しないよう財政健全化に向けて計画以上の成果を達成できるよう努めて行きます。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	①	平成19年度 水道課7名、水道室5名 → 平成20年度 水道課10名 → <b>平成23年度 水道課9名</b> 紀美野町集中改革プランでの、『平成18年4月1日における職員数241人を基準とし、5年間で23人の削減を行い、平成23年4月1日における目標職員数218人とする』に対して、平成20年4月1日現状では職員数224人であり、集中改革プラン以上の削減状況である。
○ 給与のあり方	①	国の指導に基づく給与制度の改革に基づき当町においても準備・周知・組合等との調整ができたものから段階的に改革を実施していく。今年度は「勤労手当の支給方法」の是正に向けて調整中です。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	①	地域手当については、町内は支給対象外区域であるため支給しない。また、支給対象地域への出向している者及び派遣している者に対しても支給しない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	①	設定なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	退職時特昇等の優遇措置はなし
◇ 福利厚生事業のあり方	①	福利厚生事業については、もともと共済組合を介して実施している検診等事業のみであり今後も引き続いて実施して行きます。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		住民サービスの低下を抑えつつ、経営効率化を図るために民間委託が可能でかつ経費節減を図れるものについて、積極的に委託を推進する。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	老朽化した施設を更新するとともに、H19年度で57.7%となっている有収率を、漏水調査等を実施し、80%を目標に回復させ、維持管理費等の削減を目指す。H20年度では54.5%と低下し、H21年度は漏水調査により漏水を発見及び修理したため56.5%に回復した。H22年度においても漏水調査による漏水修理及び減圧槽の修繕を行ったものの53.6%と低下となったが、今後も引き続き漏水調査及び修理することにより有収率を向上させ、維持管理費等の削減を目指す。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	検針、集金、警備委託等を民間委託し経費縮小に努めており、今後も、住民サービスの低下を抑えつつ、経営効率化を図るために民間委託が可能でかつ経費節減を図れるものについて、積極的に委託を推進します。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>③</p>	<p>コスト等に見合った料金水準を確保していないため、コスト等に見合った料金水準へと段階的に引き上げていく必要がある。</p> <p>類似団体より料金水準が低くなっており、料金を上げる必要がある。類似団体(20m3料金3,439円)当事業(20m3料金2,583円)改定料金内容については、平成20年度に水道料金等改定審議会を設置して検討を行い、平成23年度以降は、旧野上町の料金体系(20m3料金3,129円)と同額以上を目標とする。協議をした結果、平成23年度より旧野上町の料金体系(20m3料金 3,129円)との統一を行っている。(平成21年3月議決済)。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>		<p>集中改革プラン等各種計画を町のホームページや町広報で広く住民に公表しています。</p> <p>決算の公表について、町広報2月号で掲載し同時に町ホームページに掲載し広く一般公開を行なっている。</p> <p>現在他市町村への研修や行政評価の研究を行い、よりスムーズな形で導入でき、その結果をどのように事業に反映させていくかを検討中である。</p>
<p>5 その他</p>		<p>該当なし</p>

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成20年4月に水道課・水道室を統合したことにより、水道課職員12名から10名に削減。また平成23年度より9名に削減を行っている。また、町策定の集中改革プラン並びに定員適性化計画の取組みから後退しないよう経営健全化に向けて努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営の効率化を図るため、平成20年4月に水道課・水道室を統合した。料金については、平成20年度に水道料金等改定審議会を設置して協議をした結果、平成23年度より旧野上町の料金体系（20m3料金 3,129円）との統一を行っている。（平成21年3月議決済）。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	収入面では、料金改定を行い収入確保を図り、支出面では、人件費削減並びに有収率の向上により維持管理費を削減しますが、必要な経常費用に加え、実施済事業に係る起債償還額が平成27年度にかけて増加することもあり、今後も基準外繰出を見込んでいます。ただし、基準外繰出を少しでも抑えるため、経費削減に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限り。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること（旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。）。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計	
<b>【収入の確保】</b>														
②	料金改定率											8		
	改善額(料金の適正化)※1										4	4	8	
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他( )													
	改善額													
<b>【経費の削減】</b>														
①	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	36	27	28	33	34		26	27	26	29	29		
	改善額	0	9	8	3	2	22	8	7	6	5	5	31	
	給与水準													
	改善額													
	その他( )													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)													
①	職員数(人)	5	5	5	5	5		4	4	4	4	4		
	増減数(人)	0	0	0	0	0		-1	0	0	0	0	-1	
	維持管理費等													
	改善額(適正化)													
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他(電気代削減)							5	4	4	4	3		
	改善額							1	1	1	1	2	5	
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	205	349	524	794	952		934	907	860	810	745		
	増減	0	144	175	270	158		-18	-27	-47	-50	-65		
							計画前5年間改善額 合計	22					改善額 合計	44
													(参考) 補償金免除額	1

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。  
 2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。  
 3 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。  
 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。  
 4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。  
 5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	391	383	362	380	379	376	373	370	367	364
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	2138	2138	2138	2138	2138	2138	2138	2138	2138	2138
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	1910	2182	2000	2236	2234	2212	2105	2518	2278	2278
最大稼働率(%)	89.3	102.1	93.5	104.6	104.5	103.5	98.5	117.8	106.5	106.5
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	171.36	172.32	174.03	173.68	171.5	172.87	171.58	172.97	185.29	186.81
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	199.49	234.99	162.98	171.05	200.53	194.15	230.56	235.14	250.68	271.98

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成15年度から平成19年度にかけて、福田簡易水道・真国簡易水道・美里簡易水道の3簡易水道を統合する美里統合簡易水道事業を実施し、平成18年度から平成20年度にかけて志賀野簡易水道・河北簡易水道を統合する河北統合簡易水道事業を実施中です。また、平成20年度に水道課・室を統合し、事務の一元化を図ってきたところである。会計上では、上水道事業会計、野上簡易水道事業特別会計、美里簡易水道事業特別会計の三会計で運営しており、現在、会計の一本化について検討中であります。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき） 積算内訳

2 年度別目標等

(1) 水道事業

課 題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決 算)	平成16年度 (計画前4年度) (決 算)	平成17年度 (計画前3年度) (決 算)	平成18年度 (計画前々年度) (決 算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
-----	--------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------

【収入の確保】

②	料金改定率											8		
	改善額（料金の適正化）※1											4=8	4=8	8=8
積算内訳														
水道料金改定（旧野上町の料金へ合わせる）														
												4=8	4=8	8=8
家事用10m3料金 1,260円 → 1,365円（8%改定）														

【経費の削減】

①	職員給与費の適正化												
	職員給与費（退職手当以外）	36	27	28	33	34		26	27=26	28=26	29=27	29=27	
	改善額	0	9	8	3	2	22	8	7=8	6=8	5=7	5=7	31=38
積算内訳													
人事異動													
		0	9	8	3	2	22						
職員数の削減													
								8	7=8	6=8	5=7	5=7	31=38

①	その他（電気代削減）							5=	4=	4=	4=	3=	
	改善額						0		1=	1=	1=	2=	5=
積算内訳													
有収率向上に伴うポンプ電気代減													
									1=	1=	1=	2=	5=